

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、変化の激しい経営環境の中にあつて、効率的で透明性の高い経営体制を確立することにあります。

取締役会は原則毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、会社の重要な業務執行に関する意思決定をなし、代表取締役その他の取締役の職務執行を監督する体制及び業務の適正を確保するための体制を構築しています。

当社は、監査役会設置会社であります。経営の監査機能としては、監査役会が中心的な役割を果たしており、会計監査人、内部監査室との連携を密にし、効率的な監査体制の構築・推進を行っています。また監査役は取締役会をはじめ各種会議に出席し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制になっております。

当社の取締役6名のうち1名が社外取締役で、監査役3名のうち2名が社外監査役です。バイオベンチャーに精通している社外取締役が第三者的な立場から当社の業務執行を監視し、また、弁護士・会計士等の見地を有する社外監査役並びに業務に専門的見地を有する監査役が連携して経営監視機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JSR株式会社	13,138,906	50.41
数納 幸子	1,144,350	4.39
西田 克彦	522,300	2.00
MSIP CLIENT SECURITIES	157,000	0.60
MBL社員持株会	145,250	0.55
浅野 鏡太郎	132,000	0.50
数納 博	120,000	0.46
西田 貴子	119,050	0.45
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	106,000	0.40
西田 志陽	103,000	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	JSR株式会社 (上場:東京) (コード) 4185
--------	----------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	医薬品
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社であるJSR株式会社は、当社議決権の50.41%を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。当社の試薬事業において、親会社等の企業グループから原材料や製品を仕入れておりますが、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定し、支配株主との取引が少数株主の権利を害することがないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社であるJSR株式会社を中心とする企業グループの一員であります。同社の戦略事業として掲げるライフサイエンス事業で連携を強化し、同社の保有する機能素材と、当社の強みである製品開発、薬事規制対応から販売まで製品を市場に提供する能力を統合することで、相乗効果を生み出してまいります。当社は研究開発型ライフサイエンス企業として、同社のライフサイエンス事業を牽引してまいります。

当社は経営体制を強化するため、同社役員を兼務する非常勤取締役1名と企業グループ役員を兼務する非常勤取締役1名が就任しておりますが、経営判断及び事業活動全般については、当社機関で独自に決定しており、上場企業としての独立性を確保し、事業活動を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
牛田 雅之	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
牛田 雅之	○	——	ベンチャーキャピタルにおいてバイオ・医療業界での投資や経営支援活動を行い、起業家と投資家の両観点において幅広い見識を有しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 同氏と当社との間には意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがないこと、また専門的かつ第三者的な立場を保持しており、独立役員として最適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役と会計監査人との基本姿勢は、法令に従い会計監査人がその職務を行うに際し、取締役の職務執行に関して不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、会計監査人はこれを監査役会に報告し、また監査役はその職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることであります。

監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的な監査に務めております。具体的には、監査役と会計監査人は、会計監査の都度同席し、打ち合わせを実施しております。また、監査体制、監査計画、監査実施状況などについてその都度打ち合わせを行い、半年に1度内部統制状況のチェック、経営環境リスクに關してのチェックを同席のもとに実施しております。

監査役と内部監査室は定期的に打ち合わせを実施し、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告を行っております。また監査役が、会社に対処すべき、リスク管理の適切性、業務運営の効率性と有効性、財務報告の信頼性、法令等及び社内諸規程の遵守等について助言・指導・是正勧告まで実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小峰 雄一	公認会計士													
六川 浩明	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小峰 雄一		オンコセラピー・サイエンス株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間にはライセンス契約に基づくロイヤリティ支払等の取引関係があります。	公認会計士及び税理士としての専門知識、他社社外監査役の経験・見識が豊富であることから、社外監査役として適任と判断しております。
六川 浩明		――	弁護士としての専門知識、他社社外監査役の経験・見識が豊富であることから、社外監査役として適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2006年6月27日株主総会にて当社取締役に対して新株予約権の発行について、2011年6月23日株主総会にて当該新株予約権の行使期間延長について決議、承認を受けておりましたが、2016年6月30日で失効しました。現在、役員にストックオプションは付与されておりません。
なお、取締役の報酬につきましては、各人の役位、在勤年数などをもとにして、当期の業績および業績への各人の貢献度などの諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2000年6月27日開催の株主総会において取締役の報酬額は、年額200,000千円以内と承認を受けております。
取締役の年間報酬総額 96,082千円(うち社外取締役5,112千円)、監査役の年間報酬総額 18,672千円(うち社外監査役8,112千円)
なお、前事業年度末の役員の人数は、取締役6名及び監査役3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制としては総務部が担当し、重要情報の提供、問い合わせ等に対応しております。また、取締役会等重要会議への出席に際しては、事前の資料提供、説明などを行うこととなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<業務執行>

取締役会は、取締役会規程に基づき、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催し、業務執行機関に対する監督機能を果たすとともに、重要事項の決定、全社の方向性や目標の決定などのための審議体制の充実が図られています。
また、取締役及び経営幹部で構成する経営会議において、取締役会が決定した基本方針及び委任事項に基づき、全般的な実行方針及び計画を協議し、それらの進捗や、意思決定の迅速化を重視した体制の構築に努めています。

<監査・監督>

監査役は、上記社外監査役の「選任の理由」にも記載のとおり、監査役監査を実施するために十分な人材を確保した上で、監査役会が中心となり、会計監査人、内部監査室との連携を密にし、効率的な監査を実施してまいります。また、常勤監査役は取締役会及び経営会議に出席し、取締役の業務執行を監査し、経営監視機能を果たしてまいります。

内部監査部門として内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の会計及び業務監査を実施するため、年間計画に基づき、社内各部署及びグループ各社の業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向けた助言や勧告を行ってまいります。
当社は名古屋監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。また、監査役会及び内部監査室との連携にも留意しております。

<指名、報酬決定等>

役員候補者の指名については、代表取締役が人格、識見、業績、経歴等を勘案して候補者として取締役会に諮った後、株主総会の決議に基づいて決定され、役員報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役の立案に基づいて協議、決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、業務の適正を確保するための観点から、社外取締役を選任するとともに、監査役会との連携体制をとっております。会社から独立した立場の社外取締役が、専門的知識と経営的な見地かつ第三者的な立場から助言、提言を行うとともに、当社の業務執行を監視し、また、会社から

独立した立場の弁護士・会計士等の見地を有する社外監査役並びに業務に専門的見地を有する監査役が連携して経営監視機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に参加していただくために集中日を回避しております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、決算説明会を開催し、社長より当期の状況、次期の見通し、研究開発の進捗状況、株主価値向上策等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算短信、有価証券報告書、プレスリリースを掲載しております。 http://www.mbl.co.jp/ir/news.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部 本社総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理基準、企業行動規範等ステークホルダーの立場を尊重する諸規程を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとするステークホルダーの皆様が、業績の変化・新製品情報・各種情報をいち早く入手できるよう、迅速、公平、正確な情報提供に努めております。
その他	現時点では女性役員を登用しておりませんが、女性社員が出産や育児により辞めることなく継続して働くことができる職場環境の実現に努め、多くの女性社員が復帰を果たしております。管理職に占める女性の割合は16.4%で、各社員の能力に基づいて、その能力が発揮できるよう、適材適所を意識した配置をしております。 また、複数の連結子会社におきましては、代表取締役役に女性が就任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備する。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理観をもって職務を遂行するよう、「企業倫理基準」「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等コンプライアンスに関連する規則を定め、これを全役員・全使用人に周知徹底する。
- 2) 内部統制委員会を設置し、特に事業においてかわりのある法令の確認及びその遵守を推進する。
- 3) 当社及び子会社に従事する者からの、法令上疑義のある行為等に関する通報に適切に対応するため、内部通報制度を定め、社内コンプライアンスホットラインを設置する。
- 4) 内部監査室は、職務執行における法令・定款及び社内規程の遵守状況について定期的に監査を実行し、社長及び監査役に対しその結果を報告する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を整備し、取締役の職務執行に関わる重要な情報を文書または電磁的媒体に記録し保存するとともに、取締役及び監査役が常時、これらの文書等を閲覧できる状態を維持する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 業務上における各種リスクについては、当社のそれぞれの担当部署及び子会社にて対応するものとし、各部署の担当取締役は必要に応じ、規程の見直し、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などのリスク対策を適切に実施し管理するものとする。また、事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある経営リスクは、それぞれ担当取締役が対応策を策定し、経営会議、取締役会で審議しリスク管理を行う。
- 2) 災害リスク等全社的リスクへの対応並びに対外的な対応は当社の総務部が行う。
- 3) 内部統制委員会を設置し、リスク管理の状況を検証しその改善を推進する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は取締役会を月1回開催する。その他に取締役、常勤監査役、その他業務の執行に関して重要な使用人によって構成される経営会議を毎月1回開催し、重要な経営課題について十分な検討を行い経営上の意思決定を迅速に行う。
- 2) 当社は社内規則の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- 3) 当社は毎期、中期計画を策定し取締役会で決定する。期中においては、その進捗状況を月次、四半期実績としてレビューし、業績の見通し、対策などについて担当取締役が分析し取締役会に報告する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 取締役会は、子会社の業務の適正を確保するため担当取締役を任命する。担当取締役は子会社に対し、財務報告体制並びに法令遵守、リスク管理に関する支援助言を行い内部統制の実効性を確保する。
- 2) 担当取締役は、子会社の業績について四半期毎に分析を行い、当社の取締役会に報告する。
- 3) 当社の内部監査室は、当社のみならず子会社の内部監査を実施し、その結果を監査役及び担当取締役に報告する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。内部監査室は監査役との協議により、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- 2) 内部監査室所属の使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の同意を得るものとする。

(7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社あるいは子会社に関し、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、その内容を速やかに報告する。また、前記に関わらず当社の監査役はいつでも必要に応じ取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 当社及び子会社の役員及び使用人が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役会は、代表取締役社長、監査法人と定期的に意見交換を行う。
- 2) 監査役会は、必要に応じて専門の弁護士、会計士と協議し、監査業務に関する助言を受ける機会を持つ。また、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役の意見を尊重して、適時適切に会社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、下記により毅然とした態度で組織的に対応する。また、反社会的勢力への対応について適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より外部専門機関との連携を図る。

(1) 社内規則等の整備

企業行動規範において「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、名目の如何を問わず利益供与は一切行いません。」と明記し、反社会的勢力からの当社事業への関与を排除し、あらゆる要求を拒絶している。また、このポリシーを運用していくための社内規則の整備に向けた活動を行っている。

(2) 社内体制の整備

- 1) 対応統括部署は総務部であり、不当要求防止責任者は総務部長である。
- 2) 外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集を行っている。得られた情報は総務部が管理し、関連部署に配付している。
- 3) 反社会的勢力からのコンタクトに対する対応マニュアルを整備している。
- 4) 研修活動の一環として、コンプライアンスと当社規程に関する全使用人を対象とした説明会を実施し、そこで反社会的勢力への対応に関する原則的な説明を行っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、重要な会社情報を適切に、かつ迅速、公平、正確に開示することで、株式上場企業としての責務を果たすとともに、経営の健全性や透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを情報開示の基本方針としています。

この方針のもと、各種法令及び上場証券取引所規則に則った情報開示を行うほか、投資判断に有効と思われる情報についても自主的な開示に努めます。

(1) 会社情報の適時開示の担当部署

- ・管理統括本部長を情報取扱責任者として、情報が集約され、当該情報の開示が必要か否かが検討されます。
- ・管理統括本部長の指示によりIR・広報担当者（総務部）が開示を行います。

(2) 会社情報の適時開示に関する社内体制

- ・決定事実・決算情報に関する情報については、取締役会・経営会議など業務執行を決定する機関において決定した事項や承認された事項の中で開示が必要とされるものを速やかに開示いたします。
- ・発生事実・内部情報・関係会社情報に関しては、情報取扱責任者により開示が必要と判断された場合、取締役会の決議を経て速やかに開示を行います。

(3) 会社情報の適時開示の方法

- ・適時開示情報は、TDnetへの登録による開示のほか、当社のホームページを利用して積極的、かつタイムリーなディスクロージャーを行っております。

